**第１部　介護保険制度における住宅改修について**

**【１】介護保険制度における住宅改修について**

**１．住宅改修費の支給**

高齢者が要介護（支援）状態となっても、住み慣れた住宅で暮らし続けるためには、要介護（支援）者が可能な限り自立した生活が送れるような住環境の整備が必要となります。

介護保険制度では、要介護（支援）認定者を対象に、住宅改修に要した費用の９割が支給されます。

**２．支給限度基準額と支給対象となる住宅改修**

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、「被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」と定められ、これらに通常要する費用を勘案して支給限度額が20万円と定められています。支給対象となる改修は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **改修の種類** | **支給対象となる改修内容** |
| 1. 手すりの取付け | 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、福祉用具貸与品目の「手すり」に該当するものは除かれる。 |
| 1. 段差の解消 | 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。ただし、福祉用具貸与品目の「スロープ」又は福祉用具購入品目の「浴室内すのこ」を置くことによる段差解消は除かれる。  また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。 |
| 1. 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 | 居室においては畳敷から板製床材，ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。 |
| **改修の種類** | **支給対象となる改修内容** |
| 1. 引き戸等への扉の取替え | 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、引き戸等の新設（扉の取替えと比較し費用が低廉に抑えられる場合）、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。  ※引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は，自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである |
| 1. 和式便器から洋式便器等への取替え | 和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。  ※福祉用具購入品目の「腰掛便座」の設置は除かれる。  ※和式便器から、暖房便座，洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。  ※非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は，当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。 |
| 1. その他、①～⑤に付帯して必要となる改修 | **①手すりの取付け**  手すりの取付けのための壁の下地補強  **②段差の解消**  浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事  **③床又は通路面の材料の変更**  床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備  **④扉の取替え**  扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事  **⑤便器の取替え**  便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更 |

**３．住宅改修の注意点**

・支給限度額となる20万円の範囲内で数回に分けても支給することができます。住宅改修後の状態の変化など、長期的な状態変化も考慮して理学療法士やケアマネジャー等と十分な連携を図り、必要最小限の改修を行ってください。

介護保険住宅改修では保険者との事前協議が必要となります。宜野湾市介護長寿課との事前協議をせずに住宅改修を実施した場合、支給の対象にはなりませんので注意して下さい。

下記に該当する場合は、以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度額（20万円）が設定されることとなります。

**①最初の改修を行なったときより、「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 「介護の必要の程度」の段階 | 要介護等状態区分 |
| 第６段階 | 要介護５ |
| 第５段階 | 要介護４ |
| 第４段階 | 要介護３ |
| 第３段階 | 要介護２ |
| 第２段階 | 要支援２又は要介護１ |
| 第１段階 | 要支援１又は経過的要介護（平成18年４月１日以降）  要支援（平成18年４月１日前） |

**②転居した場合（ただし、転居前の住宅に再び転居した場合は除く。）**

**【２】介護保険住宅改修のポイント**

**１．介護保険住宅改修の視点について**

介護保険住宅改修では次の視点を踏まえて改修内容を検討してください。

* 1. 高齢者の身体、行動特性⇒（例：尿失禁しないようトイレ移動を焦る等）
  2. 高齢者の視点に立った課題の抽出⇒（例：歩行不安定、トイレ移動の際の転倒リスクあり）
  3. 課題解決のために有効な改修であるか⇒（例：トイレ段差昇降時の転倒リスク回避のためには本人の状態に合った改修はトイレ出入口へ手すり設置なのか、トイレ床のかさ上げか）
  4. **当該改修内容が要介護状態の軽減、悪化の防止に資すること（介護保険法第２条の規定）**

**２．住宅改修が必要な理由書について**

ケアマネジャー等が作成する「理由書」」は高齢者の身体状況、課題、目標について具体的な情報が記載されるものであります。よって、ケアマネジャー等と十分に連携し、**理由書と整合性があり、理由書記載の目標を達成するために適切な改修内容**を検討してください。

**【３】事前協議、支給申請時の添付書類作成の注意点について**

　住宅改修費支給申請の必要書類については「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成12年３月８日老企第42号）でその取扱いが明示されています。

　当該添付書類について以下の点に注意して作成を行ってください。

1. **見積書、工事内訳書**

「材料費」、「施工費」、「諸経費」等を適切に区分してください。

施工費については算出根拠が不明なケースが多々見受けられます。**人件費（人工賃）は単価・人数を明示して積算してください。施工期間が１日間であるにもかかわらず改修の種類ごとに施工費が算出されているケースがあります。**（※別添資料２を参照）

1. **改修箇所写真**

・改修箇所の写真は撮影日がわかるようにしてください。（日付表示機能等）

・適切な角度、光量等で撮影してください。**著しく拡大された段差部分の画像**などは平面図等との照合が困難であり、どの箇所を撮影したものかわからないケースあります。また、光量が不足して**暗く、不明瞭な写真**が見受けられます。（※別添資料３を参照）

**第２部　住宅改修費受領委任払い制度について**

**【１】受領委任払い制度について**

**１．受領委任払い制度とは**

受領委任払い制度とは、利用者は自己負担分（１割）のみ事業者に支払い、保険給付分（９割）は、宜野湾市が利用者から委任を受けた事業者に支給する制度です。利用者は一時的に費用の全額を立て替える必要がなくなるため、経済的負担が軽減されます。

なお、「受領委任払い」制度は、宜野湾市の登録を受けた事業者が改修を施工する場合にのみ適用されます。

**２．受領委任払い制度の対象者**

受領委任払い制度の対象者は、要支援又は要介護認定を受けた在宅で生活されている高齢者です。

ただし、次にあてはまる方については、「受領委任払い」制度を利用することができません。

1. 給付制限（支払方法の変更、支給差止、給付額減額等）を受けている場合。
2. 医療機関、介護保険施設等に入院中又は入所中の者（退院、退所予定者を除く）

※生活保護受給者は自己負担がないため、受領委任払い制度の適用ができませんので適用対象外となります。

**３．受領委任払い制度の手続きの流れ**

「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書」及び添付書類を宜野湾市介護長寿課に提出し、事前協議を行う。

宜野湾市介護長寿課は内容を審査し、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請承認（不承認）決定通知書（受領委任払い用）」により被保険者に通知。

**※改修内容に変更が生じたときは改めて①の手続きを行う必要があります。**

着工～完了

施行事業者は被保険者から自己負担分を受領し領収書を発行する。**（※別添資料１を参照）**

「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）」及び添付書類を宜野湾市介護長寿課に提出。宜野湾市介護長寿課は内容を審査し、**「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」により被保険者に通知。**また、「**介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）受領委任払い決定通知書」により施工事業者へ通知。**

宜野湾市介護長寿課は決定した金額を施工事業者に支払う。

**【２】事業者登録について**

**受領委任払い制度の取扱いを受けるためには、あらかじめ宜野湾市に登録された事業者であることが必要です。**

1. **登録要件**

　(1)沖縄県内に事務所又は事業所があること。

　(2)**福祉住環境コーディネーター２級以上の資格を有する者が所属する事業者であること。**

**２．登録方法**

事業者登録を希望する事業者は、「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い事業者登録申請書（様式第１号）」を宜野湾市に提出してください。

宜野湾市介護長寿課にて登録の可否を決定し、「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録決定（却下）通知書（様式第４号）」で結果を通知します。

**※ 次のような場合には、速やかに宜野湾市介護長寿課に届出を行ってください。**

**・登録事項に変更があったとき**

⇒「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書（様式第５号）」

**・登録に係る住宅改修の施工の事業を廃止し、休止し又は再開するとき**

　⇒「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第６号）」